セントビンセントの入国規制措置(8月25日更新)

セントビンセント政府は、8月25日以降の入国規制措置を以下のとおり更 新しました。なお、今次更新により、入国時の健康申告書手続きの必要がなく なるなど変更されております。

- 1 新型コロナウイルスワクチン完全接種済み渡航者
- (1)セントビンセント保健省が認可する新型コロナウイルスワクチン完全接 種者(2回接種のワクチンまたは1回接種のワクチンの最終接種から少なく とも2週間経過していること)は、国の公衆衛生機関または医療機関で発行さ れた有効な同証明書類(英文)を提示する必要がある。

※認可ワクチン:アストラゼネカ、ファイザー、モデルナ、ジョンソン&ジョンソン、スプートニクV、スプートニク・ライト、キューバ製ワクチンのアブダラ及びソベラナ、シノバック、シノファーム、ノババックス

- (2)港湾保健当局者の判断により、到着時に新型コロナ検査が課される場合が ある。また、港湾保健当局者の判断がない限り、観光庁あるいは保健省が認可 した検疫宿泊施設(費用自己負担)での義務的検疫措置は課されない。
- 2 新型コロナウイルスワクチン未接種または不完全接種渡航者
- (1) 到着時に、到着72時間(3日)前以内に実施した PCR 検査、あるいは、 到着24時間前以内に実施した迅速抗原検査の陰性証明書を保持する必要が ある。
- (2)到着時に、再検査を課される場合があり、陰性の場合は、検疫の必要は無く、陽性の場合は、自費により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で義務的検疫措置となる。
- 3 18歳未満の渡航者は未成年者とみなされ、保護者に課される渡航規則に 従う必要がある。単独での渡航者は、個人宅で保護者と共に検疫措置となり、 検疫期間は出身国とワクチン接種の状況によって決定される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に 努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。 【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府ホームページ(入国規制情報)

http://health.gov.vc/health/index.php/covid-19-protocols-documents

保健省ホームページ

http://health.gov.vc/health/index.php

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話: (国番号 1-868) 628-5991 または 628-5992

住所:5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago ホームページ:https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html 当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニ カ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼 轄しています。